

議案第 6 号

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 21 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桐生市条例
第18号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 6 号 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に準じ、会計年度任用職員の期末手当の支給月数について所要の改正を行おうとするものです。